

種まき 通信No.90

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより
事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9972-1
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
<http://junko.voicejapan.net/> メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2025年1月16日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会12月定例会 小林じゅん子の一般質問◆ 野焼きに関する諸問題と有効な対策について

平成12年ごろから廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法等により、家庭用の簡便な焼却炉が使用禁止となり、野焼きの規制も厳しくなりました。

しかし、除外規定に該当する野焼きは認められているため、農業を営むためにやむを得ないとされる廃棄物の焼却や、たき火など日常生活で通常行われる程度の廃棄物の焼却は、認められています。農業由来の野焼きは、農業の省力化や農家の高齢化に伴い、近年、増加傾向にあります。大気汚染を防止するために野焼きを禁止したわけですが、除外規定には野焼きの量的な制限がないために、大気汚染の防止はなし崩しになっている状況も見えます。

いきおい、野焼きの苦情や通報も増加しており、環境課の職員はその対応に追われる状況となっています。これら苦情や通報を単なる苦情処理で終わらせず、大気汚染＝公害の苦情処理として認識し、大気汚染の防止につなげていくことが必要です。

そこで、野焼きの苦情処理に終わらず、煙害・公害対策として取り組み、環境に配慮した持続可能な処理法につなげていくために、質問しました。

【小林質問】 野焼きは禁止されているが、除外規定に該当する野焼きもあり、その判断も曖昧なため、野焼きの苦情や通報は増加している。現状と課題は。

【市民生活部長】 野焼きの苦情は令和5年度に56件。指導を受けた市民からは「昔から燃やしている」、「周りでもやっている」、「ごみで出すとお金がかかる」等の声があり、野焼き禁止が浸透していない感がある。

【小林質問】 除外規定に該当する野焼きであっても、ダイオキシン類やPM2.5等の有害物質が発生していることを踏まえると、この程度ならいだろうと安易に庭先で燃やしている落葉は、本来どう処理しなければならないか。

【市民生活部長】 可燃ごみの袋に入れて、可燃ごみの収集日に出すのが適正な方法。

【小林質問】 本市の可燃ごみ袋はごみ処理手数料が含まれるため、一番大きな

サイズの袋は1枚80円。たくさんの落葉を可燃ごみで出すには負担が重いの

【市民生活部長】 今後の課題として、研究・検討を進めていきたい。

【小林質問】 農業由来の野焼きについては、どのような対策が考えられるか。

農業由来の野焼きなど、 例外的に認められる場合もありますが……

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物の焼却・野焼きを原則禁止しています。ただし、同法施行令第14条に例外としているものがあり、以下の5項目となっています。

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

野焼きは低温燃焼のため、不完全燃焼となり煙が大量に発生します。国立環境研究所の報告によれば、麦や稲の野焼きで発生

安曇野 くらしの 街中おしゃべり会

市民有志の方々が、
企画した会です！

安曇野市議会議員有志と
気軽におしゃべりしませんか
(小林じゅん子も参加します)

日時

1月25日(土)13:30

※16:30までの予定

場所

碌山公園・研成ホール

主催：第5期安曇野市議会議員と
市民との懇談会準備会

【農林部長】 環境に優しい農業への関心の高まりや、肥料や飼料の価格高騰の影響から、農業由来の廃棄物を野焼きから有効活用へ転換する取り組みが始まっている。農業者に負担が生じない処理法の検討も必要。

するPM2.5粒子は、大気中のPM2.5粒子と同程度もしくはそれ以上に毒性を持つと考えられます。

また農業由来の野焼きにおいても、低温燃焼であるがゆえにダイオキシン類が発生します。(800℃以上で燃焼すればダイオキシン類は殆ど発生しない) ダイオキシン類の発生量は燃焼物に含まれる塩素の量や燃焼状態によって左右され、特に塩素を含む農薬、除草剤の影響により発生量が増えることが知られています。

青森県「稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」、新潟県「稲わら等適正処理に関する指導要綱」など、稲わらの有効利用(圃場すき込み、堆肥化、飼料・敷料として活用)に取り組んでいる。

安曇野市でも、落葉や稲わら等の焼却から有効活用への転換をいっそう促進し、安曇野らしい澄んだ空気を取り戻したい。



▲「落葉等専用ごみ袋」の補助を提案

種まき通信No.90

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

約9,800万円

人事院勧告による 給与等の増額

正規雇用一般職員 703人で約9,200万円
非正規雇用の職員 955人で539万円
市長等と議員の特別職 23人で78万円

◆職員の給与等に関する条例の一部を改正する議案が3本、追加議案として12月議会の最終日に出てきました。議案第113号は特別職の職員及び議会の議員の給与、議案第114号は一般職の職員の給与、そして議案第115号は会計年度任用職員の給与に関するものです。

◆いずれも令和6年8月の人事院勧告に基づくもので、それぞれに給料月額や期末手当の支給割合を引き上げる等の改正を行うものです。で、気になる会計年度任用職員・いわゆる非正規雇用の職員と正規雇用職員との給与の格差。少しずつ改善されてきましたが、今回はどうだろうか、正規雇用との差は縮まったかチェックしてみました。

◆残念ながら、特別職や一般職の給与アップは令和6年4月にさかのぼって適用されるのに、会計年度任用職員の給与アップは令和7年4月から適用＝どうしてこんなところで差をつけるのか。人事院勧告は令和6年度の給与に対するものなのに理不尽ではないか。

◆この点について、総務環境委員会では会計年度任用職員の給与についても、特別職や一般職の給与と同等に、遡及して適用するよう要望することでまともになりました。

◆ところで、人事院勧告ってなに？◆

内閣の下にある人事院は国家公務員法に従い、給与その他の勤務条件の改善等について国や内閣に勧告を行っています。国家公務員の給与を民間企業従業員の給与水準を考慮し、つまり、民間企業の景気が良く給与が高くなれば、公務員の給与も高く、景気が悪く給与が低くなれば、公務員給与も低く勧告をします。

地方自治体も、地方公務員に対して人事院勧告に準じた扱いをすることになっています。



補正予算(第4号)にただ一人 反対したその理由は

安曇野市では、未来を担う人材の育成を図るため、高等学校又は大学等への入学に要する費用の支出が困難な保護者に対し、入学準備金を無利子で貸付ける「安曇野市入学準備金貸付制度」の運用を2016年から開始。当初は9件の利用があり、最大10件あった年もありましたが、5件、4件と減り、昨年度は3件になっていました。

利用が伸びない原因はいくつかありそうですが、最大のハードルは「安曇野市在住の連帯保証人が必要」にあると、私は考えています。ところが市教委は、「所得要件緩和により、申請者が増加する見込み」として、今回の補正予算に1,580万円の貸付金を増額してきました。所得の基準額(世帯合計所得額)は、子ども1人世帯=800万円、子ども2人世帯=900万円、子ども3人世帯=1000万円と引き上げられましたが、これで応募できる人は、連帯保証人を立てられる可能性も高く、せっかくの入学準備金貸付制度が、本当に必要としている人には、ますます届きにくいものになってしまうのではないのでしょうか。

小林じゅん子は、入学準備貸付金を含む補正予算(第4号)に反対しました。

高校や大学等への入学に要する費用の支出が困難な家庭に対して、入学準備金の貸し付けを無利子で行う入学準備金貸付事業について、所得要件を緩和したことにより、申請者が増加する見込みのため、事務局費のうち貸付金を1,580万円増額するという説明ですが、はたして、所得要件を緩和することで利用しやすい貸付制度となるでしょうか。

これまで、入学準備金貸付の申し込みが少なく、利用が伸びてこなかった要因としては、所得要件もあるでしょうが、それよりも連帯保証人の問題が大きいと思います。晩婚化、高齢化、所得格差など社会の変化を受けて、保証人となる要件

を満たす人自体が少なくなっています。このうえ、連帯保証人は「安曇野市に住民票があり、かつ、現に市内に居住している人に限定」されているので、連帯保証人を探すのはいっそう困難です。連帯保証人が見つからなければ、入学準備金の利用をあきらめるしかない、このような厳しい条件は見直す必要があります。

連帯保証人を立てる人的保証だけでなく、信用保証法人などの機関保証を利用できるようにすることや、機関保証にあたっては、その保証料についても補助をするなど、利用しやすい制度設計を研究・検討していかない限り、入学準備金貸付の増加は見込めないで、貸付金1,580万円の増額補正には反対です。



2024年に決まったこと～大いに活用しましょう～

*つながり広がる地域づくり事業補助金

市民活動団体が主体的に取り組む、地域に根ざした事業を支援するための補助金です。幅広い市民活動が補助対象。令和6年度から補助限度額を20万円から30万円に増額されています。令和7年度の申し込みはこれからです。
問い合わせは、地域づくり課まちづくり推進担当へ 電話：0263-71-2494

*ヘルメット購入に補助金

自転車乗用時のヘルメット 努力義務ヘルメットの普及率を上げるために、市では 全市民を対象に令和5年度購入分も含め、上限3,000円で1/2を補助する事業を3年間限定で行います。

※令和4年11月1日から令和6年3月31日の間に購入したヘルメットの申請期限は、令和7年3月31日までです!

問い合わせは、地域づくり課生活安全係へ 0263-71-2495

*あづみんキャッシュレスで～Suica (JR東日本のICカード) も使えます

2025年春から、大系線「梓橋駅～穂高駅」および篠ノ井線「田沢駅～明科駅」の区間で、Suicaによる乗車が可能となります。これに合わせて、利便性向上のために、公共交通「あづみん・のるーと」と定時定路線バスでのスイカ利用などのキャッシュレス決済ができるようになります。

Suica +



+

